

再 度 公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長 原島 貴男

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：高遊原分屯地SNMS移設役務
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：高遊原分屯地
- (4) 履行期間：令和8年5月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「D」等級以上の資格を有するもの。全省庁の競争参加資格を有する登録業者は、資格審査結果通知書（写）を令和8年5月11日までに提出すること。なお、FAXによる送付を可とするが、入札件名及び電話連絡先の記載がないものは提出したものと見做さない。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
陸上自衛隊健軍駐屯地、北熊本駐屯地、自衛隊熊本病院

4 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊健軍駐屯地西部方面会計隊本部業務科契約班及び西部方面隊ホームページ

5 競争入札執行の日時場所

- (1) 入札場所：陸上自衛隊健軍駐屯地 会計隊会議室
- (2) 日 時：令和8年5月13日（水） 11時15分

6 落札決定方法

- (1) 総額（税抜き価格）が予定価格以内の最低額の入札をした者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
- (2) 全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度入札を実施する。但し、郵便入札が含まれている場合には、後日改めて入札を実施する。
- (3) 同価の入札の場合については、抽選により決定する。

7 保証金に関する事項

(1) 入札保証金：免 除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免 除

ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

(2) 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの。

(3) 入札参加資格者に関する条件に違反した入札

9 契約書等作成の要否

(1) 「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成提出

(2) 適用する契約条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

10 その他

(1) 郵便又は持参による入札を可とする。

(2) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と余白に記入すること。

電信電話による入札は認めない。

(3) 送信封筒に封入の上、必ず「（入札日時及び入札件名）入札書在中」と記載すること。入札期日の前日17時迄に必着するよう郵送（持参）し、郵送の場合は業務科契約班まで電話連絡すること。（再度入札を含む。）

(4) 入札に関する委任を受けた者は、入札執行前に委任状を提出すること。

(5) 入札における消費税の取り扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に消費税法に規定する消費税に基づく消費税法に相当する金額を差し引いた金額（税抜き）を入札書に記載すること。

(6) 開札後、落札者に連絡します。（当日中を基準とする）

11 入札に関する事項の問い合わせ先

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 業務科 契約班（担当：井口）

TEL 096-368-5111（内線3585）

FAX 096-368-3579

12 仕様書に関する事項の問い合わせ先

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面システム通信群（担当：井上）

TEL 096-368-5111（内線4124）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
高遊原分屯地 S N M S 移設役務		
	作 成	令和 8 年 4 月 2 4 日
	変 更	令和 8 年 4 月 2 4 日
	作成部隊等名	西部方面システム通信群

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊高遊原分屯地における S N M S 移設役務(以下、本役務)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - C 0 0 0 0 0 1 による。

1.2.1 陸上自衛隊システム・ネットワークマネジメントシステム(以下、S N M S)

System Network Management Systemの略語で、陸自システム等と連携し、固定系から野外系に存在するあらゆるシステム・ネットワークの監視、制御、認証等の各種機能を保有し、一元的に管理するシステムであり、中央サーバ、集約装置、蓄積装置等の各装置から構成され、業務サービス及び管理サービスを提供するシステムをいう。

1.2.2 防衛情報通信基盤(以下、D I I)

Defense Information Infrastructureの略語で、防衛省・自衛隊のコンピュータ・システムなどが加入し、体系的に構築する超高速・大容量のネットワークをいう。

1.2.3 各システム

D I I 加入システム、構内電話網等の総称をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - C 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9 陸上自衛隊 I T 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）

〔防装庁（事）第 3 号（3 1. 1. 9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装プ武第 1 8 8 号（3 1. 1. 9）〕

2 一般的事項

一般的事項は、次による。

- a) この装置は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のため

の措置の細部事項について（通知）”に基づき、サプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策などが可能な製品である。

- b) この装置を構成する機器は、“国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律”に規定に適合している。
- c) この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 役務に関する要求

3.1 本役務の内容

- a) 移設作業実施計画書の作成及び官側との調整による移設の実施
- b) 各機材等の搬出、搬入及び設置並びに通信ネットワーク構築
- c) 各システムへの配線及び結線
- d) メーカー基準及び官側点検による移設前後の正常性確認
- e) 市ヶ谷維持管理部隊との正常性確認
- f) その他契約履行に必要な事項

3.2 移設作業実施計画書の作成及び官側との調整による移設の実施

本役務の契約の相手方、他機材移設請負業者及び官側と協議、調整を行い、移設作業実施計画書を作成し、事前に官側へ提出し承認を受ける。移設作業において、損傷等が発生し、通信ができない状態となった場合は、契約の相手方の責任で原状復帰を行う。

3.3 各装置等の搬出、搬入及び設置並びに通信ネットワーク構築

機材等の移設作業は、現通信所での梱包、搬出及び輸送並びに新通信所への搬入、開梱、組立及び設置までを含むものとし、移設作業実施計画書へ記載の上、官側へ提出し承認を受ける。また、移設作業において、損傷の恐れがある場合は、官側と調整の上、養生を行う。養生において、発生した損傷等は契約の相手方の責任において原状復帰を図る。

3.4 各システムへの配線及び結線

契約の相手方は官側と連携し、切替、試験を行う。

3.5 メーカー基準及び官側点検による移設前後の正常性確認

移設の開始前後において、メーカー基準の正常性確認及び官側による各システムの疎通確認を行い、正常に通信が可能なことを確認する。

3.6 市ヶ谷維持管理部隊との正常性確認

市ヶ谷駐屯地の維持管理部隊と調整を行い、正常に動作していることを確認する。

3.7 役務員の要件

契約の相手方で定める役務員は対象器材の移設、設置作業に従事した経験を有している者とする。

3.8 役務実施時期

本役務の実施期間は令和8年5月15日（金）から令和8年5月31日（日）までとする。

3.9 役務実施場所

陸上自衛隊高遊原分屯地（熊本県上益城郡益城町小谷1812）

4 その他の指示

4.1 添付書類

- a) 別表「移設機材一覧表」
- b) 別紙「S N M S 移設概要図」

4.2 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について官側の支援を受けることが可能である。

- a) 官側の保有するデータ，資料などの閲覧に関する事項
- b) 駐屯地内敷地，施設及び設備備品の使用
- c) 官用電話の使用
- d) 官側の保有する施設，設備，機器，電力，用水などの使用及び操作に関する事項
- e) 現地作業時の空調運転
- f) その他契約履行に必要な事項

4.3 官側の施設などへの立入り

官側の施設などへの立入りについては，官側の指示に従わなければならない。

4.4 サプライチェーン・リスク対応に関する要求

I T利用装備品等サプライチェーン・リスク対応は，GLT-CG-Z000009の2.1.1による。

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

移設機材一覧表

番号	名称	数量
1	オープン系コア L3SWⅡ型	2
2	クローズ系コア L3SWⅡ型	2
3	S N M S 管理端末Ⅲ型一式	1
4	S N M S 管理端末Ⅳ型一式	1
5	19インチラック	1

S NMS 移設概要図

